

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定

治山課

○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

【公告】

○ 土地改良区役員の退任届

耕地課

○ 二級建築士の免許の取消し

建築指導課

【公安委員会】

○ 猟銃等講習会の開催

生活安全企画課

○ 年少射撃資格講習会の開催

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字新庄字波美ケ谷四四二六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び里庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 小型機船底びき網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業

平成30年2月20日 岡山県公報 第11966号

〔六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

上村 善亮

瀬戸内市邑久町尾張五二九

理事

〔六八〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成三十年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年二月九日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

西井 猛 二級建築士 第八二九三号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成30年2月20日 岡山県公報 第11966号

◎岡山県公安委員会告示第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成三十年二月二十日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成三十年 五月二十五日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成三十年 四月四日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成三十年 四月十八日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十年 四月二十四日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	平成三十年 五月九日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成三十年 五月十四日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成三十年 六月三日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成三十年 六月十三日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十年 六月二十七日	午後一時	真庭市江川八二一一 真庭警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地为管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者(更新)講習課程

三千円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

平成30年2月20日 岡山県公報 第11966号

◎岡山県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成三十年二月二十日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年四月十日（火） 午前十時	岡山市北区内山下二一四一六 岡山県警察本部会計課分室（県庁地下）
平成三十年五月二十二日（火） 午前十時	
平成三十年六月二十日（水） 午前十時	

二 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。